

(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	プラグアタッチメント	日付 平成14年5月29日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 ダイレクトプラグイン方式の電気用品の入力プラグ部分に、着脱式のアタッチメントを取り付けて、異なるプラグに変換できるようにしたもの。アタッチメント式のプラグ部分は、一般の変換アダプターとは異なり、この電気用品専用のものであり、他の製品への流用はできない。特にネジ止め等はなく、ユーザーも取り外しができるが、プラグアタッチメント部分のみコンセントに差しても危険はないよう設計されている。</p> <p>構造、仕様、意匠 同上</p> <p>主な使用者、販売先 一般販売、一般使用</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 本アタッチメントは特定の電気製品専用に設計された部品であることから、アタッチメント単体では非対象として取り扱う。</p> <p>理由 本アタッチメント単体ではアダプター(配線器具)として使用することができず、常に本体と一体不可分で使用されるものであるため。</p>		